

京都市職員共済組合公告第2号

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程の制定について

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年12月28日

京都市職員共済組合

理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程

第1条 京都市職員共済組合貸付規程（昭和39年6月30日組合規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「経過的長期」を「退職等年金」に改める。

第5条第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条第1項中「年4.46%（災害貸付にあつては年3.72%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年4.2%）」を「次の各号に掲げる法第77条第4項に規定する基準利率（以下「基準利率」という。）の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基準利率が1.0%以下の場合 年1.26%（災害貸付にあつては年0.93%、第5条第4項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年1.00%）
- (2) 基準利率が1.0%を超え1.5%以下の場合 年1.76%（災害貸付にあつては年1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年1.50%）
- (3) 基準利率が1.5%を超え2.0%以下の場合 年2.26%（災害貸付にあつては年1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2.00%）
- (4) 基準利率が2.0%を超え2.5%以下の場合 年2.76%（災害貸付にあつては年2.43%、在宅介護

対応住宅貸付にあつては年 2.50%)

(5) 基準利率が 2.5%を超え 3.0%以下の場合 年 3.26% (災害貸付にあつては年 2.93%, 在宅介護

対応住宅貸付にあつては年 3.00%)

(6) 基準利率が 3.0%を超え 3.5%以下の場合 年 3.76% (災害貸付にあつては年 3.43%, 在宅介護

対応住宅貸付にあつては年 3.50%)

(7) 基準利率が 3.5%を超え 4.0%以下の場合 年 4.26% (災害貸付にあつては年 3.93%, 在宅介護

対応住宅貸付にあつては年 4.00%)

(8) 基準利率が 4.0%を超え 4.5%以下の場合 年 4.76% (災害貸付にあつては年 4.43%, 在宅介護

対応住宅貸付にあつては年 4.50%)

(9) 基準利率が 4.5%を超え 5.0%以下の場合 年 5.26% (災害貸付にあつては年 4.93%, 在宅介護

対応住宅貸付にあつては年 5.00%)

(10) 基準利率が 5.0%を超える場合 基準利率に 0.26%を加えた利率(災害貸付にあつては基準利率

に 0.07%を減じた利率, 在宅介護対応住宅貸付にあつては基準利率)

第 14 条第 1 項中「別表第 2 から別表第 4 まで」を「理事長が別」に改め、同条第 2 項中「別表第 5 から別表第 7 までに定める償還表」を「理事長が別に定めるところ」に改め、同条第 3 項中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に、「年 2.42%とし、当該償還を猶予した月の償還金の償還方法については、理事長が別に定める方法によるものとする。」を「次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改正された日から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 基準利率が 1.0%以下の場合 年 0.72%

(2) 基準利率が 1.0%を超え 1.5%以下の場合 年 1.22%

(3) 基準利率が 1.5%を超え 2.0%以下の場合 年 1.72%

(4) 基準利率が 2.0%を超え 2.5%以下の場合 年 2.22%

(5) 基準利率が 2.5%を超え 3.0%以下の場合 年 2.72%

- (6) 基準利率が 3.0%を超え 3.5%以下の場合 年 3.22%
- (7) 基準利率が 3.5%を超え 4.0%以下の場合 年 3.72%
- (8) 基準利率が 4.0%を超え 4.5%以下の場合 年 4.22%
- (9) 基準利率が 4.5%を超え 5.0%以下の場合 年 4.72%
- (10) 基準利率が 5.0%を超える場合 基準利率に 0.28%を減じた利率

附則第 4 項から第 10 項までを削り、第 11 項を第 4 項とし、第 12 項を第 5 項とし、第 13 項を削り、
附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

(貸付金の財源及び借り入れる利率の特例)

6 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第 2 条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

別表第 1 標題を「別表」に改める。

別表第 2 から別表第 7 を削る。

第 2 条 京都市職員共済組合貸付規程の一部を改正する規程（平成 27 年 11 月 13 日組合規程第 4 号）

の一部を次のように改正する。

附則第 2 項から附則第 6 項までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の京都市職員共済組合貸付規程（以下「貸付規程」という。）第 7 条第 1 項及び第 14 条第 3

項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅貸付及び災害貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。

- 3 適用日前に貸し付けた住宅貸付及び災害貸付に係る適用日以降に到来する償還期日における償還額は、当該貸付金を適用日に貸し付けたとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

（行財政局人事部厚生課）